

(年次有給休暇)

第〇条

従業員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、所定の手続きにより、事前に届けなければならない。

- 2 会社は、前項の規定により請求された期日に年次有給休暇を付与することが事業の正常な運営を妨げると認められた場合においては、これを他の期日に変更することができる。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、会社が労働組合（労働者代表）との協定により年次有給休暇を計画的に付与することとした場合においては、その協定の定めるところにより同休暇を付与するものとする。
- 4 従業員は、その保有する年次有給休暇のうち、前項の労使協定に係る部分については、その協定の定めるところにより取得しなければならない。